

プレスリリース

平成27年12月4日
水産庁

太平洋クロマグロ小型魚の漁獲に係る日本海北部ブロックへの注意報の発出について

水産庁は、日本海北部ブロックに属する道県に対して、「太平洋クロマグロに係る資源管理の実施について」に基づき、平成27年12月4日(金曜日)、太平洋クロマグロの30キロ未満の小型魚の漁獲に係る注意報を発出しました。

1. 背景

我が国は太平洋クロマグロの資源回復を図るため、中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)での国際合意に基づき、平成22年より管理強化に取り組んできたところです。

平成27年1月からは30キロ未満の小型魚について2002年から2004年までの年平均漁獲実績から半減する措置を実施しています。

この資源管理を適切に実施していくため、水産庁では、各都道府県及び関係団体から報告された漁獲状況について取りまとめ、ホームページに最新情報を掲載し、公表しています。

2. 概要

クロマグロの小型魚の沿岸漁業における漁獲について、各都道府県からの漁獲モニタリング報告を集計した結果、平成27年10月末現在、日本海北部ブロック(北海道、青森県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県)における漁獲量が446トン(※)となり、ブロック別の漁獲上限(625トン)の7割を超過しました。

このため、「太平洋クロマグロに係る資源管理の実施について(平成27年1月5日付け26水管第1966号)」に基づき、日本海北部ブロックに属する道県に対して太平洋クロマグロの30キロ未満の小型魚に係る注意報を発出するとともに、他ブロックに属する都道府県に対しても周知しました。

※10月31日時点での報告を取りまとめた速報値であり、後日報告値の修正の可能性もある点をあらかじめ留意してください。

3. 資源管理の内容

太平洋クロマグロについては、以下の内容で資源管理を行っています。

(1) 管理目標(当面の目標)

現在(2012年)の親魚資源量2.6万トンを10年以内(2024年まで)に4.3万トンまで回復

(2) 我が国の30キロ未満小型魚の年間漁獲量の上限

4,007トン(2002年から2004年までの我が国の年平均漁獲実績から半減)

ア. 沿岸漁業(曳き網、定置網等) 1,901トン

イ. 大中型まき網漁業 2,000トン

ウ. 近海竿釣り漁業等 106トン

(3) 管理手法

ア. 沿岸漁業は全国を6ブロックに分け、ブロックごとの上限を設けて漁獲量をモニタリングするとともに、ブロックごとの漁獲状況を各都道府県にフィードバック

イ. 大中型まき網漁業、近海竿釣り漁業等は漁業種類ごとに管理

4. その他

太平洋クロマグロの資源管理の概要是、当庁ホームページから御覧になれます。

http://www.jfa.maff.go.jp/j/tuna/maguro_gyogyou/bluefinkanri.html

<添付資料>(添付ファイルは別ウインドウで開きます。)

[太平洋クロマグロの漁獲に係る日本海北部ブロックへの注意報発出について\(PDF:57KB\)](#)

[日本海北部ブロック道県別・月別・漁業種類別漁獲状況一覧\(平成27年10月末\)\(PDF:105KB\)](#)

[太平洋クロマグロに係る資源管理の実施について\(PDF:201KB\)](#)

—お問い合わせ先—

資源管理部漁業調整課

担当者:沿岸調整班 永田・中山

代表:03-3502-8111(内線6701)

ダイヤルイン:03-3502-8476

FAX:03-3595-7332

27水管第1740号
平成27年12月4日

日本海北部ブロック
太平洋クロマグロ資源管理担当課長 殿

水産庁 資源管理部 管理課長
漁業調整課長

太平洋クロマグロの漁獲に係る日本海北部ブロックへの注意報 発出について

日頃より、太平洋クロマグロの資源管理に御理解と御協力を頂き感謝申し上げます。

今般、各都道府県からの漁獲モニタリング報告を集計した結果、「太平洋クロマグロに係る資源管理の実施について(平成27年1月5日付け26水管第1966号)」に該当する状況となりましたので、下記のとおり通知します。

つきましては、貴殿より、残された期間で上限を超過することのないよう、貴ブロックの管理規程に基づいた漁獲抑制の徹底について貴管下漁業者及び漁業関係団体等への指導方よろしくお願ひ致します。

また、本報については、他ブロックの各都道府県に対しても情報提供し、貴ブロックの海域で所属する漁船が操業する際には十分配慮するよう依頼するとともに、本日付けでプレスリリースし、流通加工業者、消費者、遊漁関係者にも広く情報発信します。

引き続き、太平洋クロマグロの資源管理に取り組んで頂きますようよろしくお願ひします。

記

- | | |
|-----------|------------------------------|
| 1. 対象ブロック | 日本海北部ブロック |
| 2. 漁獲状況 | 漁獲上限の7割を超過(平成27年10月31日現在速報値) |
| 3. 通知日 | 平成27年12月4日 |
| 4. 通知内容 | 太平洋クロマグロの30kg未満の小型魚の漁獲に係る注意報 |

(参考)

【各ブロックの漁獲状況(平成27年9月30日現在)】

- | | |
|----------------------------|--------------------|
| ・太平洋北部ブロック【10月31日現在速報値(※)】 | 417トン(上限: 346トン) |
| ・太平洋南部・瀬戸内海ブロック | 39トン(上限: 392トン) |
| ・日本海北部ブロック【10月31日現在速報値(※)】 | 446トン(上限: 625トン) |
| ・日本海西部ブロック | 14トン(上限: 150トン) |
| ・九州西部ブロック | 105トン(上限: 1,269トン) |

※ 現時点での報告をとりまとめた速報値であり、報告の間に間に合わなかったものがある点や、後日報告値の修正の可能性もある点をあらかじめ留意してください。

道県別・月別・漁業種類別漁獲状況一覧(平成27年10月末現在)

		2015												2016					
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
北海道 日本海北部	承認制	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t						
	定置網	0t	0t	0t	0t	0t	1t	2t	1t	0t	6t								
	その他	0t	0t	0t	0t	0t	0t	5t	6t	3t	2t								
	計	0t	0t	0t	0t	0t	1t	7t	7t	4t	9t								
	累計	0t	0t	0t	0t	0t	1t	8t	15t	19t	27t								
青森県 日本海北部	承認制	0t	0t	0t	0t	0t	0t	56t	21t	11t	7t								
	定置網	0t	0t	0t	0t	9t	141t	15t	4t	4t	1t								
	その他	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t								
	計	0t	0t	0t	0t	9t	141t	70t	24t	15t	8t								
	累計	0t	0t	0t	0t	9t	150t	220t	245t	260t	268t								
秋田県 日本海北部	承認制	0t	0t	0t	0t	0t	1t	12t	3t	6t	2t								
	定置網	0t	0t	0t	0t	0t	9t	30t	7t	0t	0t								
	その他	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t								
	計	0t	0t	0t	0t	0t	10t	42t	10t	6t	2t								
	累計	0t	0t	0t	0t	0t	10t	51t	61t	67t	70t								
山形県 日本海北部	承認制	0t	0t	0t	0t	0t	7t	0t	2t	2t	0t								
	定置網	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t								
	その他	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t								
	計	0t	0t	0t	0t	0t	7t	0t	2t	2t	0t								
	累計	0t	0t	0t	0t	0t	7t	7t	9t	11t	11t								
新潟県 日本海北部	承認制	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t								
	定置網	12t	1t	1t	1t	21t	5t	1t	1t	0t	0t								
	その他	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t								
	計	12t	1t	1t	1t	21t	5t	1t	1t	0t	0t								
	累計	12t	13t	14t	15t	37t	42t	43t	43t	43t	43t								
富山県 日本海北部	承認制	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t								
	定置網	5t	1t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t								
	その他	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t								
	計	5t	1t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t								
	累計	5t	6t	6t	6t	6t	6t	6t	6t	6t	6t								
石川県 日本海北部	承認制	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t								
	定置網	3t	1t	1t	0t	0t	0t	0t	1t	0t	0t								
	その他	0t	0t	0t	0t	0t	0t	1t	0t	0t	0t								
	計	3t	1t	1t	0t	0t	2t	1t	0t	0t	2t								
	累計	3t	4t	4t	5t	5t	6t	7t	7t	7t	9t								
日本海北部計 漁獲上限 625t	承認制	0t	0t	0t	0t	0t	8t	68t	26t	19t	10t								
	定置網	20t	2t	2t	1t	31t	157t	48t	12t	5t	20t								
	その他	0t	0t	0t	0t	0t	1t	5t	6t	3t	2t								
	計	21t	2t	2t	1t	31t	166t	120t	45t	27t	32t								
	累計	21t	23t	24t	26t	57t	222t	342t	387t	414t	446t								

※この漁獲状況は現時点でのとりまとめであり、引き続き最新情報に更新されていきますので御留意ください。

※単位未満を四捨五入しているため内訳と計が一致しない場合があります。

26水管第1966号
平成27年1月5日

(各都道府県) 水産主務部長 殿

水産庁資源管理部長

太平洋クロマグロに係る資源管理の実施について

日頃より、水産行政の推進に御理解と御協力を頂き感謝申し上げます。

さて、太平洋クロマグロについては、2014年（平成26年）8月26日に開催した全国会議や、現地説明会・検討会の場でこれまで御説明して参りましたとおり、その資源状況は悪く、早急な資源管理を図る必要があります。このため、我が国においても、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）での国際合意に基づき、30キロ未満の小型魚の漁獲について、2002年から2004年までの年間平均漁獲実績から半減する措置が2015年（平成27年）1月から導入されます。

この資源管理を適切に実施していくためには、漁業者をはじめ、関係団体、都道府県の御理解と御協力が不可欠であり、水産庁としては皆様の声を反映させ、管理手法を改良しながら進めていく方針です。

については、現時点で定まっている管理の方針について改めて通知致しますので、貴都道府県の御協力をお願いするとともに、貴管下漁業関係団体及び漁業関係者等への周知と御指導をよろしくお願い致します。

記

I 管理目標等について

現在の親魚資源量（約2.6万トン）を10年以内に歴史的中間値（約4.3万トン）まで回復させることを目標とし、2015年（平成27年）1月1月から管理を開始します。

II 漁獲上限について

1 我が国の30キロ未満の小型魚の漁獲量については、2002年から2004年までの我が国の平均漁獲実績8,015トンから半減し、4,007トンを漁獲上限とします。

2 4,007トンの漁業種類別の漁獲上限を次のとおりとします。

- (1) 大中型まき網漁業 2,000トン、
- (2) その他の沿岸漁業等（曳き縄、定置、近海竿釣り漁業等） 2,007トン
- ① 沿岸漁業 1,901トン

② 近海竿釣り漁業等（近海竿釣り漁業、東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業） 106 トン

III 各漁業の管理手法について

1 沿岸漁業

(1) 全国を6ブロックに分け、ブロック別に上限を設けて管理します。

- ・太平洋北部ブロック

北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県

- ・太平洋南部ブロック

千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、高知県、愛媛県、大分県、宮崎県

- ・日本海北部ブロック

北海道、青森県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県

- ・日本海西部ブロック

福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県

- ・瀬戸内海ブロック

和歌山県、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県

- ・九州西部ブロック

山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県

(2) 管理年は、毎年7月1日から翌年6月30日まで（日本海北部ブロックは毎年4月1日から翌年3月31日まで）の一年単位とします。ただし、管理初年のみ平成27年1月1日から平成28年6月30日までの1年6月間（日本海北部ブロックは平成27年1月1日から平成28年3月31日までの1年3月間）を管理年とします。

(3) ブロック別の漁獲上限は次のとおりです。

ブロック	1年間の漁獲上限	平成27年1月1日から1年6月間（日本海北部は1年3月間）の漁獲上限
太平洋北部	249 トン	346 トン
太平洋南部	253 トン	382 トン
日本海北部	506 トン	625 トン
日本海西部	119 トン	150 トン
瀬戸内海	6 トン	10 トン
九州西部	749 トン	1,269 トン
水産庁留保分	19 トン	28 トン
合計	1,901 トン	2,810 トン

(注) 管理初年の漁獲上限は、平成 27 年 1 月 1 日から同年 6 月 30 日までの 6 ヶ月分（日本海北部は同年 3 月 31 日までの 3 ヶ月分）の漁獲上限（過去の月割り漁獲実績に基づき設定）と平成 27 年 7 月 1 日から 28 年 6 月 30 日（日本海北部は平成 27 年 4 月 1 日から 28 年 3 月 31 日）までの 1 年間の漁獲上限の和。

(4) 漁獲モニタリング

- ア 漁獲モニタリングについては、平成 27 年 1 月 1 日から本格実施に移行します。各都道府県はこれまでの試験実施の際と同様、管下漁協分の漁獲量報告（属人で報告）を取りまとめ、（一社）漁業情報サービスセンターに報告願います。報告する種類についても、これまでと同様、沿岸くろまぐろ漁業（広域漁業調整委員会指示による承認制）、定置網漁業、その他の漁業（混獲等）の 3 種類とします。
- イ 報告頻度は、平成 27 年 1 月からの開始当初は月末締めの翌月末までの報告とし、漁獲状況に応じて報告頻度をあげていくこととします。この切り替えは、その都度水産庁から対象となる都道府県に対し連絡します。
- ウ 水産庁は集計した漁獲状況を各都道府県にフィードバックします。併せて水産庁ホームページに、ブロック別、都道府県別の漁獲状況一覧を掲載します。

(5) 警報及び操業自肅要請について

- ア 水産庁はブロック別に漁獲量が上限の 7 割に達した段階で「注意報」、8 割に達した段階で「警報」、9 割に達した段階で「特別警報」、9 割 5 分に達した段階で「操業自肅要請」（タイムラグを考慮）を各都道府県に対して発出しますので、管下漁業者団体及び漁業関係者への周知と御指導をお願いします。
- イ 漁獲上限の遵守には、流通加工業者や消費者等の理解も不可欠であり、アの警報等は、水産庁ホームページに掲載しプレスリリースを行うなど情報を広く発信します。

2 大中型まき網漁業

- (1) 大中型まき網漁業の漁獲上限は合計で 2,000 トンとなっており、これまでと同様に（一社）全国まき網漁業協会が資源管理計画を作成して漁獲量管理を行い、水産庁も確実な履行を確認します。
- (2) 漁獲量モニタリングについては、水揚げの度に所属漁協等が漁獲量報告を取りまとめ、（一社）漁業情報サービスセンター及び（一社）全国まき網漁業協会に報告することとし、水産庁も報告された漁獲量を隨時確認します。
- (3) 水産庁は集計した漁獲状況について水産庁ホームページに掲載します。

3 近海竿釣り漁業等

- (1) 近海竿釣り漁業（指定漁業）、東シナ海等かじき等流し網漁業（特定大臣許可漁業）及びかじき等流し網漁業（届出漁業）の漁獲上限は合計で 106 トンとなっており、漁業種類ごとに漁獲量を管理します。

(2) 漁獲量モニタリングについては、

- ① 近海竿釣り漁業は漁獲成績報告書により農林水産大臣あてに報告するとともに、漁業者団体を通じて月別速報値を集計していくこととします。
 - ② 東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業は、漁業者が水揚げの度に水産庁に報告することとします（報告様式は別途通知。）。
- (3) 水産庁は集計した漁獲状況について、漁業種類ごとに漁業者団体等を通じて漁業者にフィードバックします。併せて、水産庁ホームページに漁獲状況を掲載します。

IV 漁獲上限を超えた場合について

W C P F C の保存管理措置では、ある国が漁獲上限を超過した場合は、超過分が翌年の漁獲上限から差し引かれることとなっています。

この規定を遵守するため、漁獲が上限を超過したブロック又は漁業においては、翌年の漁獲上限から、超過分が差し引かれることとならざるを得ません。

水産庁ではそのような事態を極力避けるための手法を検討中ですが、いずれにしても関係者の注意深いモニタリング及び漁獲上限を遵守するための取組について、御協力をお願いします。

(お問合せ先)

水産庁資源管理部漁業調整課 大石、竹越、木村
直 通：03-3502-8476